第　　号議案

佐賀市子育て支援施設設置条例

（設置）

第１条　子育ての相談、学習、交流等の場を提供し、地域全体の子育てを総合的に支援するため、本市に子育て支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　エスプラッツ子育て支援センター

位置　佐賀市白山二丁目７番１号

（利用者）

第３条　支援施設を利用できるものは、次のとおりとする。

(1) 乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）を子育てする者及び同伴する乳幼児

(2) 子育て支援を行う団体

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（使用の承認等）

第４条　支援施設を使用しようとするもの（多目的室を占用して使用しようとするものを除く。）は、市長の承認を受けなければならない。

２　多目的室を占用して使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

３　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

(1) 支援施設の設置の目的に適合しないとき。

(2) 営業又は営利を主の目的とするとき。

(3) 管理運営上支障があるとき。

（使用許可の取消し等）

第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認又は許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の承認又は許可を受けたとき。

(3) その他市長が不適当と認めるとき。

（使用料）

第６条　市長は、託児室を使用した者から、乳幼児１人につき１時間当たり３００円を使用料として徴収する。この場合において、１時間未満の端数があるときは、その端数は１時間として計算する。

２　前項の使用料は、託児室の使用を終了した際に徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第７条　市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第８条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（目的外使用等の禁止）

第９条　第４条第２項の許可を受けたものは、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（原状回復義務）

第１０条　支援施設を使用するものは、その使用を終わったとき、又は第５条の規定によりその承認又は許可の取消し等をされたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

（利用の制限）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、支援施設の利用を拒み、又は退去させることができる。

(1) 支援施設の設置の目的から著しく逸脱した利用をする者

(2) 他人に危害を及ぼし、又はそのおそれがある者

(3) 管理運営上支障があると認める者

（損害の賠償）

第１２条　故意又は過失により、施設又は附属設備をき損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成１９年２月２７日

佐賀教育長　田部井　洋　文

（提案理由）

子育て支援施設の設置に伴い必要があるので、この案を提出する。